

サウジアラビアにおける新型コロナウイルス関連情報

令和3年10月18日現在

以下は、あくまでも現時点で当館がサウジ政府の公式発表や報道を通じて承知している情報で、関連機関により今後予告なく変更される場合があります。領事メールの内容と併せて、ご確認をお願いします。最終稿に別紙「図表」を追加しました。

サウジ国内の公的・民間機関及び非営利団体への入場、公共交通機関利用、国内線航空機搭乗に際し、ワクチン接種完了の免疫保持者であることをタワッカルナー・アプリで確認することが義務化されました。この措置により、免疫保持者(タワッカルナー・アプリで Immune(緑色)が表示される)でないと、サウジ国内での行動はほぼ不可能です。

サウジ渡航にあたっては、サウジ政府承認ワクチンを2回接種後(J&J は1回)14日以上経過及びワクチン接種証明書の取得をご準備ください。

ワクチン接種未完了者(未接種、1回のみ接種済、サウジ未承認ワクチン接種者)の入国要件、入国後の隔離要件が2021年9月23日正午より変更になりました。

1 渡航・入国関係

【免疫保持者の定義と承認ワクチン】

●免疫保持者(Immune)

- ・サウジが承認したワクチンを2回接種後(J&J は1回)、14日以上経過した者
- ・WHOで承認され、サウジで承認されていないワクチン(現時点では、シノファーマ製とシノバック製)接種者で、サウジ承認ワクチンのいずれかを1回追加接種後14日以上経過した者

ワクチン接種を受けた国によって認証されたワクチン接種証明書を提示できること。

免疫保持者は、入国後の隔離及びPCR検査受検が免除となります。

●サウジが承認するワクチン

- ・Pfizer-BioNTech 製ワクチン2回接種
- ・Oxford-AstraZeneca 製ワクチン2回接種
- ・Moderna 製ワクチン2回接種

・Johnson&Johnson's Janssen 製ワクチン1回接種

【渡航前】

●PCR検査(ワクチン接種完了者も必要です)

8歳以上の非サウジ人はPCR検査の陰性証明書を提出しない限り、航空会社は渡航者に搭乗を許可できません。PCR検査については、搭乗の72時間前までに採取した検体の証明書とされていますが、検体を採取した日時から72時間後までが証明書の有効期限という解釈もあり、経由地でのトラブルを避けるためにも、サウジアラビアに渡航する場合には、検体採取がサウジ入国予定時刻から72時間以内となるよう、PCR検査を受検する必要があります(検体についての具体的な指定はありませんが、サウジ保健省指定の検査では鼻又は喉からの検体採取が採用されており、日本では鼻又は唾液が採用されていますので、鼻からの検体採取をおすすめします。)

また、バーレーンからキング・ファハド・コーズウェイを経由しての入国は、GCCで認められたアプリ(BeAware, Tawakkalna 等)を使用する必要があり、ワクチン接種の有無を確認するとされています。

●ワクチン接種状況の登録(ワクチン接種完了者も必要です)

(1) サウジに入国する18歳以上の全ての外国人は、ワクチン接種者及び未接種者を問わず、その状況をサウジへの渡航出発72時間前までに Arrival Platform へ事前に登録することが必要です(居住者の18歳未満の同行者については、家族として登録)。詳細な登録要件等については、Arrival Platform 登録画面に表示される要件をご確認ください。

また、タワッカルナー・アプリ(TAWAKKALNA)は日本を含む75か国で使用可能となりました。

(2) イカーマ所持者で、サウジ国外でワクチンを接種した方は、保健省の登録サイトからワクチン接種状況(他国のワクチン接種証明書)を登録してください。

(3) 日本のワクチン接種証明書(厚生労働省のクレジットが入ったもの)については、現在サウジ政府に確認中です。日本の接種証明書が使用可能であることが確認でき次第、海外安全 HP で公表します。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/certificationlist.html>

(8月22日付当館注: 8月19日以降、長期滞在査証所持者及び短期滞在査証所持者で、日本のワクチン接種証明書を Arrival Platform に登録後入国、入国数時間後にタワッカルナー・アプリが更新され Immune になったとの報告事例を複数確認していま

すが、本件は未だ流動的であることをご理解ください。)

【サウジ入国後隔離措置等】

(1) サウジ承認ワクチン接種完了者及びWHOで承認され、サウジで承認されていないワクチン(現時点では、シノファーマ製とシノバック製)接種者で、サウジ承認ワクチンのいずれかを1回追加接種後14日以上経過者(=免疫保持者)

入国後の隔離及びPCR検査受検は免除となります

(2) サウジ承認ワクチン接種未完了者(=ワクチン未接種、サウジ承認ワクチン1回のみ接種済み、サウジ未承認ワクチン接種者)

●一部の例外(※)を除き、入国後は、5日間の指定場所隔離となり、入国後24時間以内と5日目の2回、PCR検査受検し、結果が陰性であれば外出可。また、検査予約、結果等はタワッカルナー・アプリで管理されます。

8月1日以降、ワクチン未接種の方は、隔離終了後も国内での行動(スーパーマーケットを含む店舗やオフィス、公共施設への入館等)はほぼ不可能ですので、ワクチン接種後の渡航を検討してください。

●居住者(長期滞在者)は隔離期間終了後に、サウジで承認されたワクチン接種を完了しなければなりません。

●WHOで承認され、サウジで承認されていないワクチン(現時点では、シノファーマ製とシノバック製)接種者は、サウジ到着後、サウジ承認ワクチンのいずれかを1回追加接種する必要があります。

●サウジ政府は、隔離費用は航空券に含むよう航空会社に要請しています(航空券に含まれるもの:隔離場所までの移動費、滞在費、到着後24時間以内と5日目のPCR検査受検費用(8歳以上))。指定施設の詳細については、到着地市内の施設とされていますが、サウジ当局は全ての航空会社に対し、隔離の要件に該当する渡航者を宿泊させるため、サウジ観光省が承認した宿泊施設と契約することを義務付けており、予約についても航空会社を通じて行うこととされていますので、ご利用予定の航空会社にご確認ください(詳細については、サウジ当局の要請により、各航空会社ホームページ上においても公表することとされています)。

さらに、サウジ国民、居住者及びGCC諸国の国民を除き、サウジへの渡航者には、新型コロナウイルスの治療をカバーする医療保険を有すること、同保険は、外来診療所や病院等での治療費用を含むものであることが求められています。

この指定施設での隔離に関する措置に違反した場合には、200リヤルの罰金若しくは2年以下の収監、またはこれらの両方が罰則として科されることとされているほか、

非サウジ国民については、以上に加え国外退去及び無期限の入国禁止が科されることとされています。

(3) 新型コロナウイルス罹患歴のある渡航者

新型コロナウイルス感染からの回復は、指定された場所での隔離免除とはなりません。

(※例外)

○ 自宅隔離が可能なカテゴリー

免疫保持者の親族と一緒に入国する18歳未満のワクチン未接種の扶養家族は、5日間の自宅隔離が可能であり、8歳以上の家族は5日目にPCR検査を受検しなければなりません。この措置はサウジ保健省が決定した予防措置を遵守することが条件となります。なお、18歳以上のワクチン未接種の扶養家族は、指定場所での隔離となります。

● 入国後のその他の具体的な規制措置については、機内で配布され、入国時に提出する**誓約書(ディスクレイマー)**に記載されている事項および当局係官等の指示に従ってください(自宅隔離の要請等、当局方針は必ずしも一致していません)。一般的には、入国前にディスクレイマーを提出すること、タワッカルナー・アプリをダウンロードすること等が求められます。

ご参考: [サウジCDC](#) (Public Health Authority)

【その他】

● 以下の国・地域からの入国は停止されます。

エチオピア、ベトナム、アフガニスタン、インドネシア、ブラジル、パキスタン、トルコ、レバノン、エジプト、インド

これらの国にサウジアラビアへの入国から遡って14日以内に滞在した渡航者(トランジットの場合を含む)に対しては、入国が認められていません。(サウジアラビア国民、各国の外交官、医療関係者及びそれらの家族とサウジ国内でワクチン2回接種済の長期滞在許可(イカーマ)所持者については、例外とされています。)

● 以下の国・地域との間の航空便は停止されます。

エチオピア、ベトナム、リビア、シリア、レバノン、イエメン、イラン、トルコ、アルメニア、ソマリア、コンゴ民主共和国、アフガニスタン、ベネズエラ、ベラルーシ、インド(その他パンデミックの状況が不安定な国々)

2 サウジでのPCR検査

- サウジ政府指定の検査センターでの受検(無料)については、タワッカルナーまたはセツハティーのアプリケーションから月3回まで予約可能です(ただし、検査結果は、アプリ上または携帯電話の SMS メッセージでしか通知されず、証明書は発行されません。)
- 民間医療機関での受検(有料)については、検体の採取方法や費用、そして結果判明までに要する時間は様々です。
 - ・[PCR検査が受検可能な民間医療機関のリスト](#)(当国保健省作成)
 - ・サウジ保健省新型コロナ・ホットライン: 937
- なお、日本への帰国に際して陰性証明書を取得する場合には、[厚生労働省が指定するフォーマット](#)を利用して証明を取得していただく必要があります。

3 滞在中の留意事項

- 現在、外出禁止宣言は出されていません。
- 10月17日以降、屋外でのマスク着用は免除となりました(例外とされる場所を除く)。他方、屋内では引き続きマスクの着用が義務づけられています。
- 10月17日以降、ワクチン接種完了者については、タワッカルナー・アプリでの健康状態確認ができることを条件に、会合、公共の場、交通機関、レストラン、映画館、その他の場所における社会的距離(ソーシャルディスタンス)の確保は不要となり、運営の人数制限も撤廃されました。
- 公的機関や市中の商業施設等への出入りに際しては、タワッカルナー・アプリを提示する必要があります。
- サウジ政府関連機関からの許可を得ずに巡礼(ハッジ)や小巡礼(オムラ)を行うことはできません。詳細は、当国の巡礼省の発表等を確認してください。
- 各空港への入場及び旅客機への搭乗に際しては、タワッカルナー・アプリの提示が義務付けられています。
- 10月10日以降、以下に際し免疫保持(ワクチン接種完了)の義務化(タワッカルナーでの Immune 表示等)が報道されています。
 - ・経済、商業、文化、娯楽、スポーツ、観光に関する活動への参加
 - ・文化、科学、社会及び娯楽に関する行事への参加
 - ・政府又は民間の施設への立入り
 - ・航空機(国内線)その他の公共交通機関の利用
- 規則に違反した場合には罰金が課せられますので、ご注意ください。

4 滞在中に陽性になった場合の対応

●仮に新型コロナウイルスへの感染が確認された場合には、サウジ保健省の指示に従ってください。[感染した場合のガイダンス](#)

基本的には①隔離すること、②症状が出た場合には迅速に937にコンタクトするか、最も近所の保健施設の救急センターに赴くこと、③タワッカルナーに表示される指示に従うこと等が案内されています。また、感染者の濃厚接触者に指定された場合も、同様にサウジ保健省の指示に従って隔離してください。

●一般的には、隔離期間の終了時には、タワッカルナーにおいて感染した旨の表示が終了(「Immune」になる)することになりますが、具体的な隔離期間は、当地の医師及びサウジ保健省の指示に従ってください。

5 サウジアラビアでの新型コロナウイルス・ワクチン接種

●サウジアラビアにおいては、現在、ファイザー社とアストラゼネカ社のワクチンが、全ての国民と日本人を含む国内の居住者に無償で接種されています(このうち、日本国内で薬事認可されているものは、現時点ではファイザー社、モデルナ社、アストラゼネカ社のワクチンとなります。)。詳細は、[サウジ保健省のホームページ](#)をご確認ください。

●ワクチン接種を希望される方は、専用のアプリである[セツハティ\(Sehhaty\)](#)をダウンロードし、必要な登録を行う必要がありますが、滞在許可証(イカーマ)の番号を入力する必要があります。

(参考) [新型コロナワクチンの有効性・安全性について](#) (厚生労働省ホームページ)

●新型コロナウイルス・ワクチンに含まれる成分等にアレルギーがある等ワクチン接種免除を申請される方は[サウジ保健省の案内](#)をご確認ください。

6 参考資料

[サウジ保健省 Covid-19 Guidelines](#)

[サウジ保健省 Covid-19 Awareness](#)

[サウジ保健省 Covid-19 Dashboard](#)

[サウジ観光省 Covid-19 Travel Advisory](#)

[General Authority of Civil Aviation\(GACA\)](#)

[サウジCDC\(Public Health Authority\)](#)